

よくある質問 ーQ&Aー

Q: 説明会はありますか。

A: 説明会は実施していません。こちらの Q&A や登録案内を読んでも解決しない場合は、メールで質問を受付けます。宛先は、登録案内に記載がありますので、必ず件名には「民間奨学金 問い合わせ」と記入し OMU メールから送信してください。

Q: 大学を通じて応募する民間奨学団体は、どのような団体がありますか。

A: 別資料『2024 年度民間団体等奨学金募集团体一覧』をご覧ください。但し、毎年同じ団体から募集があるとは限りません。

Q: 現在民間奨学金を受給していますが、毎年登録をしないといけませんか。

A: いいえ、新規に応募(申請)をする場合に限り、登録をお願いしています。

Q: 在学中に一度でも登録をすれば、卒業(修了)まで有効ですか。

A: 家計の状況は毎年確認が必要ですので、年度ごとの登録をお願いしています。
但し、以前に採用され継続審査を含む受給中の方はこの限りではありません。

Q: 複数団体への応募(申請)はできますか。

A: 団体が定める資格や条件を満たしており、かつ学内選考の締切日が同じでない場合に限り、複数応募(申請)はできますが、本学から推薦する団体(指定校など)は原則 1 名につき1団体です。

Q: 従前に所属していた学校(高校・大学など)より交付された成績表ないし調査票が厳封されているのですが、どうすれば良いですか。

A: 成績に関連する資料が厳封されている場合は開封せずに直接担当窓口へ提出してください。

Q: 大学へ応募(申請)をしましたが、推薦するという連絡がないのはなぜですか。

A: 登録のみで応募していない状態であるか、学内選考で推薦できないと判断されたか(応募多数のため、学内選考の結果は推薦候補となられた方にのみ通知しています)、いずれかに該当する可能性があります。心当たりがない場合は、担当までお問い合わせください。

Q: 個人で直接応募をした団体から採用通知が届きましたが、大学への報告は必要ですか。

A: 今後該当の団体より大学へ事務依頼が起こる可能性がありますので、状況把握のためにも必ず担当まで報告してください。

Q: 日本学生支援機構や大学独自の奨学金は民間団体等奨学金として取扱いをされていますか。

A: いいえ、民間団体等奨学金の取扱いではありません。申請方法等、詳しくは[各WEB ページ](#)・担当より確認をしてください。

Q: 【国の支援】高等教育の修学支援新制度や【大阪府の支援】大阪公立大学等授業料等支援制度に申請また採用されていても登録はできますか。

A: 登録は可能です。ただし団体によっては併給ができないところもあります。両方が採用となった場合はどちらかを辞退することになりますが、原則民間団体等奨学金を優先してもらうこととなります。(限られた枠へ学校の代表として推薦するため)

Q: 本人の収入で生計を立てていますが(独立生計)、登録はできますか。

A: 登録は可能です。ただし民間団体の奨学金の多くは父母等の扶養家族となっている学生への給付を目的としている為、申請可能な奨学金に限りがあります。

Q: 奨学金受給中(継続審査を含む)に海外留学が決まりました(もしくは手続き中)。何か手続きはありますか。

A: 採用時に交付された奨学規程や募集要項などを確認し、学内推薦にて受給されている場合は必ず担当まで申し出てください。

支給団体によっては届出をおこない、**渡航中の奨学金は休止**となる場合があります。**無断で渡航した場合には廃止処分**となることもありますのでご注意ください。

◆参考リンク

- ・ [経済支援\(本学 Web サイト\)](#)

大阪公立大学 学生奨学支援室 民間団体等奨学金担当
杉本キャンパス 学生サポートセンター1階 学生奨学支援室